

令和4年1月5日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

ファイザー社ワクチンの配送量について

平素は、本市の感染症対策をはじめ、保健・衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴医療機関のご尽力により、円滑に市民へのワクチン接種が進んでおりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、先般ご回答いただきました「新型コロナワクチンの3回目接種にかかる意向調査」を集約した結果、本市医療機関における最大接種可能回数が、国からのワクチン供給量を大きく上回り、本市から各医療機関へのワクチン配送量を制限しなければならない状況となっております。

つきましては、可能な限り多くの医療機関で接種が可能となるよう、**国からのワクチン供給時期や量に応じて、一定の配送期間に対する配送量を設定**することとし、大変恐縮ですが、下記のとおり**令和4年1月17日（月）の週から2月21日（月）の週までのワクチン配送量の上限を設定させていただくことといたします。**

なお、2月28日の週以降のワクチン配送量につきましては、国からのワクチン供給量が判明次第、改めてお知らせいたしますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

国からのワクチン供給量に限りがあり、大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続き、本市新型コロナウイルスワクチン個別接種事業へのご理解ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

記

- 1 医療機関コード _____
- 2 **令和4年1月17日（月）の週から令和4年2月21日（月）の週の配送量の上限**
（ _____ ）回まで
- 3 注意点
 - ・ **今回の配送量は、「週あたりではなく上記期間内に要求いただける合計回数」です。**
 - ・ **ワクチン要求につきましては、配送量の範囲内をお願いいたします。ワクチン要求が無ければ配送はできませんので、配送希望週の前々週の金曜日までにFAX、メール等のワクチン要求をお忘れなくお願いいたします。**
 - ・ 期間内であれば、複数週に分けてワクチン要求することが可能です。
 - ・ 本通知の期間内に設定配送量までワクチン要求を行わなかった場合、次期間「令和4年2月28日（月）の週以降」への繰り越しは行いません。
 - ・ 医療従事者等で未接種の方がいる場合は、別途ご相談ください。

4 参考

別紙「ワクチン配送量の考え方」・「予約受付から接種までのイメージ」のとおり

大阪市保健所
感染症対策課(ワクチン接種等調整チーム)
電話:06-6647-0813 FAX:06-6786-8003